4　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
　3⑴②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、3⑴②の決定を受けていない構成員が3⑴②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、3⑴②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の特定時点までに3⑴②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。
5　資格審査結果の通知
　資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。
6　競争参加資格の有効期間
　５の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
⑴　発注業務の契約の相手となった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで
⑵　発注業務の契約の相手とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで
7　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
　①　競争参加資格審査申請書（設計共同体）１部
　②　設計共同体協定書（副本）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　申請書類は、日本語で作成すること。
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#2
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「石狩川上流河床低下対策大型模型実験検証業務△△・××設計共同体」とする。

## 競争参加者の資格に関する公示

呉⑵④第６突堤米軍施設移転総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成25年１月18日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　渡邉　一浩

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34
1　業務概要
⑴　業務名　呉⑵④第６突堤米軍施設移転総合設計（電子入札対象案件）
⑵　業務内容
【呉第６突堤地区】
・庁舎新設（鉄筋コンクリート造７階建て　延面積　約6,010㎡）×１棟
（※構造・設備設計一級建築士の関与が必要な事案）
・警衛所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延面積　約70㎡）×１棟
・哨舎⑴新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延面積　約６㎡）×１棟
・哨舎⑵新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延面積　約４㎡）×１棟
・上屋⑴新設（鉄骨造平屋建て　延面積　約140㎡）×１棟
・上屋⑵新設（鉄骨造平屋建て　延面積　約120㎡）×１棟
・倉庫⑴新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延面積　約280㎡）×１棟
・倉庫⑵新設（コンクリートブロック造平屋建て　延面積　約６㎡）×１棟
・待機所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　延面積　約100㎡）×１棟
・上屋⑶新設（鉄骨造平屋建て　延面積　約20㎡）×１棟
・立体駐車場（上屋運動施設）新設（鉄骨造平屋建て　延面積　約1,900㎡）×１棟
（※構造設計一級建築士の関与が必要な事案）
・ボンベ庫新設（鉄筋コンクリート造平屋建て／一部鉄骨造　延面積　約９㎡）×１棟
　上記に係る建築、設備実施設計、付帯土木実施設計（造成、道路、給水施設、排水施設及び環境整備等）
・門扉、門塀新設　一式
・ゴミ置場新設　一式
　上記に係る建築実施設計、付帯土木実施設計（造成、道路、給水施設、排水施設及び環境整備等）
⑶　履行期限　平成26年３月14日まで
2　申請の時期
　平成25年１月18日から同年１月28日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
　なお、平成25年１月29日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日をく。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（呉⑵④第６突堤米軍施設移転総合設計）」（以下「申請書」という。）は、平成25年１月18日から
　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233（内線556）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
　なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。
　提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　共同体としての資格及び審査
　次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「電気」及び「機械」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち、いずれか「A」の格付けの決定を受けた者による組合せとし、かつ「建築」、「土木」、「電気」及び「機械」すべて「A」を満たす共同体とする。ただし、それぞれが単体として、中国四国防衛局に競争参加を希望していることとし、共同体の代表者は上記「建築」の「A」を有することを条件とする。
ウ　中国四国防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
エ　競争参加者の資格に関する公示（平成22年10月28日付装備施設本部長公示）４⑵に該当しないものであること。
⑵　業務形態
ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。
⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。
5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い
　上記４⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が上記４⑴イの決定を受けることが必要である。
　また、この場合において、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。
6　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
　上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　共同体の名称は、「呉⑵④第６突堤米軍施設移転総合設計○○・○○共同体」とする。
⑵　当該業務の受注者を特定する手続きに参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示」（平成25年１月18日付支出負担行為担当官　中国四国防衛局長）に示すところにより、技術提案書の提出者として選定されていなければならない。